

事務連絡
平成30年6月27日

各都道府県介護保険担当主管課（室） 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課
振興課

介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の変更に伴う留意事項について
(看護体制加算・個別機能訓練加算)

介護保険制度の円滑な推進については、種々ご尽力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、今般の介護報酬改定に伴い、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表を変更したところではありますが、以下の2つの加算については、併算定が可能な加算を明確に区分して記載できるようにする等の趣旨から、体制毎に更に細分化した形で登録する形としたところで

① 看護体制加算

(対象：短期入所生活介護・介護福祉施設サービス・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)

② 個別機能訓練加算

(対象：通所介護・地域密着型通所介護)

それに伴い、上記加算に関する平成30年度以降の請求分については、変更後の体制等状況一覧表に基づきシステム審査をより精緻に行うこととしたことから、加算の体制について登録漏れがないよう、国保連合会とも十分連絡の上、管下市町村・事業者等を始めとする関係者に周知を図るようお願いします。